

令和6年度 天童市雇用促進事業費補助金

◎天童市内で新たに事業を始めるにあたり、新規に正社員を雇用した中小企業者を対象に補助金を支給します。

○次の中小企業者（中小企業者に類するものを含む。市が整備した工業団地又は産業団地の区域内に限り大企業を含む。）が制度の対象です。ただし、操業、増設等は令和2（2020年）年4月1日以降のものとしします。

- ・市内で新たに操業した企業又は商店等
- ・市内で新たに工場等を増設、移転した企業
- ・市内で新たに店舗を増設、移転した商店等

※商店等の店舗面積は1,000㎡未満で、フランチャイズ店は除きます。

○申請の時点で雇用期間が6か月を経過した新規正社員の人数に応じて、補助金を交付します。

ただし、新規正社員は、雇用時に本市に住所を有する方、又は雇用後おおむね3か月以内に本市に住所を移した方となります。

※正社員とは、期間を定めなくて直接雇用される正規社員のことで、派遣、臨時、パート等の非正規社員を含みません。

※今年度の申請は令和6年9月30日までに雇用された方（操業、増設等から1年6か月以内の雇用であり、申請日時点で継続して勤務している方）が対象です。

※代表者又は役員の子親等以内の親族は対象になりません。

○助成額は、新規に雇用する正社員1人につき20万円です。

ただし、市外に居住していた方が雇用後に天童市に住所を異動（雇用後おおむね3か月以内）した場合は10万円です。

○申請は随時受け付けておりますが、手続きに時間を要するため、事前に電話で御相談ください。提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

※注意事項

(1)補助上限額は1事業所当たり300万円（市が整備した工業団地又は産業団地の区域内に限り1,000万円）であり、同一の正社員について2回以上の申請はできません。

(2)事業者は次の条件すべてに該当する必要があります。

- ・本社又は事業所が本市に所在していること。
- ・事業主都合の解雇実績（申請時点の予定を含む。）がないこと。
- ・市税等を滞納していないこと。

《申請・お問合せ先》

天童市 経済部 商工観光課 商工労政係
〒994-8510 山形県天童市老野森 1-1-1
TEL 023-654-1111（内線 224）
FAX 023-653-0744
E-mail shoukou@city.tendo.yamagata.jp

提出書類

- (1) 交付申請書
- (2) 事業内訳書
- (3) 雇用期間が6ヶ月以上経過し、現在も継続して勤務していることが分かる出勤簿の写し
- (4) 住民情報の閲覧に係る同意書（社員本人が署名捺印）
- (5) 賃金台帳の写し
- (6) 雇用契約書の写し
- (7) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業所通知用）
- (8) 納税証明書
- (9) 直近1期分の決算書類（開業届・売上台帳等）
- (10) 工場等の位置図・平面図
- (11) 会社概要
- (12) 通帳の写し（見開きのページ）